東日本大震災　復興支援情報

東日本大震災による固定資産税・都市計画税の特例について

【被災住宅用地の特例】

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）で、要件をすべて満たす場合は、申告により、該当する土地の課税標準額が減額になる住宅用地の特例（＊1）が受けられます。

なお、現在、同一敷地内に住宅を建て替え中の場合は、従来通り住宅用地の特例を受けられますので、申告の必要はありません。

◆特例適用年度

平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度

＊1　住宅用地の特例

住宅用地は、税負担を軽減する必要から、面積の広さにより小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて課税標準額の特例措置が適用されます。

◆小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）

◆一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地【300㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば、200㎡が小規模住宅用地で残りの100㎡が一般住宅用地】

課税標準額	
固定資産税	小規模住宅用地
	価格の 1/6
	一般住宅用地
	価格の 1/3
都市計画税	小規模住宅用地
	価格の 1/3
	一般住宅用地
	価格の 2/3

◆要件

❶東日本大震災により滅失、または損壊した家屋の敷地として使用されていたこと

❷平成二十三年度に住宅用地の特例を受けていたこと

❸現在、家屋や構築物の敷地として使用されていないこと（更地）

❹駐車場、資材置き場など、住宅用地以外の用途で使用されていない未利用の土地であること

❺次のいずれかの人が所有

◎平成二十三年一月一日時点での当該被災住宅用地の所有者

◎平成二十三年一月二日から同年三月十日までの間に被災住宅用地を取得した人

◎要件❶❷の相続人、三親等以内の親族、合併法人など

◆申告に必要なもの

❶印鑑

❷り災証明書または被災証明書の写し

❸建物の解体開始時期がわかる書類（契約書の写しなど）

❹納税義務者が被災住宅用地の平成二十三年三月十一日以降の所有者であるときは、前所有者との関係を証明する書類（戸籍の写しなど）

❺被災住宅用地が平成二十三年三月十一日以降に分筆または合筆されているときは、平成二十四年度または二十五年度の賦課期日で使用状況がわかる書類

◆申告期限

平成二十四年度分は一月三十一日㈫。それ以降の年度についても、毎年一月三十一日まで。

【被災代替住宅用地の特例】

被災住宅用地の所有者などが、当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成三十三年三月三十一日までの間に取得した場合、当該代替土地のうち被災住宅用地に相当する分を住宅用地とみなし、取得後三年度分、住宅用地の特例を適用します。

【被災代替家屋の特例】

滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者などが、当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成三十三年三月三十一日までの間に取得または改築した場合、当該被災代替家屋の税額のうち当該被災家屋の床面積相当分を、最初の四年度分を二分の一、その後の二年度分を三分の一減額します。

【被災代替償却資産の特例】

滅失・損壊した償却資産の所有者などが、当該償却資産に代わる償却資産を平成二十八年三月三十一日までに被災地域で取得または改良した場合、課税標準額を四年度分二分の一とします。

【各特例の受付窓口】

税務課（市役所本庁舎三階）または各総合支所市民税務課

問　**税務課土地・家屋担当**

☎㉓2162

住宅の応急修理は十二月二十八日まで！

震災で被害を受け、り災証明書により「全壊」「大規模半壊」「半壊」した住宅を、市が一定の範囲内で応急修理します。**申請期限は十二月二十八日㈬です。**

詳細は、十一月一日に広報おおさき別冊として発行した「復興支援ガイドブック」または大崎市ウェブサイトで確認できます。

問　**建築住宅課建築指導係**

☎㉓8057

畜産経営復興総合支援事業

東日本大震災で被災した畜産業者の復興を支援するため、次の事業を行います。

【震災家畜緊急避難輸送管理支援対策事業】

飼養管理を行えなくなった家畜の避難経費を助成します。

◆対象

東日本大震災により緊急的に飼養家畜を避難させ、避難先で預託などにより飼養を行っている生産者

◆補助率

定額

【畜舎等施設整備支援対策事業】

経営再建のために行う施設の整備・改修経費を助成します。

◆対象

東日本大震災により畜舎などに被害を受けた生産者

◆補助率

三分の一以内（上限あり）

【経営再建家畜導入支援対策事業】

経営再建に必要な家畜の導入経費を助成します。

◆対象

東日本大震災により飼養家畜が死亡した生産者

◆補助率

二分の一以内（上限あり）

【自給飼料生産基盤復旧支援事業】

経営再建に必要な自給飼料生産基盤の復旧経費を助成します。

◆対象

東日本大震災により自給飼料生産基盤が被害を受けた生産者

◆補助率

四分の一以内（上限あり）

問　**農林振興課農業経営係**

☎㉓7090

被災した来年度入学する児童へランドセルを支給します

◆対象

東日本大震災により住家が半壊以上と「り災証明書」で判定された、または原発事故により避難した、平成二十四年四月に市内の小学校に入学予定の児童

◆申請期間

十二月七日㈬～二十日㈫

◆定員

男三十人、女四十人（先着順）

◆申込

り災証明書または被災証明書（原発事故による避難を証明するもの）を持参し、入学する各小学校へ申請

※ランドセルは再生品です。

問　**教育委員会学校教育課**

☎㉒5033

お詫びと訂正

東日本大震災復興支援ガイドブック「国民年金保険料の減免」（十五ページ）の一部が誤っていました。免除期間「平成二十三年七月～平成二十四年六月」の申請期限は「平成二十四年四月二日」でした。お詫びして訂正します。

問　**市民課年金係**　☎㉓6079

放射能に関する情報

問　❶水道部配水課水質係　☎24-1164　❷農林振興課農業経営係　☎23-7090　❸教育総務課　☎72-5032　子育て支援課　☎23-6045　❹防災安全課　☎23-5144

不検出とは、放射性物質の濃度が検出下限値未満の状態を表し、不検出横の（　）の値は、その検出下限値を示しています。

❶水道水の測定結果（単位：ベクレル /kg）

採取日	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム	
			Cs-134	Cs-137
11月9日	青山浄水場	不検出（6.4未満）	不検出（9.7未満）	不検出（8.1未満）
11月9日	清水浄水場	不検出（6.2未満）	不検出（12未満）	不検出（9.1未満）
11月9日	宮沢系浄水	不検出（9.2未満）	不検出（11未満）	不検出（8.6未満）
11月8日	大崎広域水道麓山浄水場	不検出（0.7未満）	不検出（0.7未満）	不検出（0.7未満）
11月1日	鍋倉系浄水	不検出（7.0未満）	不検出（9.9未満）	不検出（7.1未満）

❷農産物の測定結果（単位：ベクレル /kg）

農産物	採取日	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム（Cs-134+Cs-137）
そば	11月7日	大崎市（露地）	不検出（20未満）	不検出（40未満）
みずな	11月7日	大崎市（ハウス）	不検出（1未満）	不検出（2未満）
原乳	11月8日	岩出山集乳所	不検出（1未満）	4

❸給食食材の測定結果（単位：ベクレル /kg）

採取日	品目	産地	放射性ヨウ素	放射性セシウム（Cs-134+Cs-137）
11月9日	さつまいも	大崎市（鹿島台）	不検出（0.7未満）	1.9
11月9日	牛乳	宮城県（県北）	不検出（0.7未満）	18.9
11月9日	だいこん	大崎市（古川）	不検出（0.5未満）	不検出（1.3未満）
11月10日	牛乳	宮城県（蔵王）	不検出（0.7未満）	12.2
11月10日	れんこん	宮城県（伊豆沼）	不検出（0.5未満）	不検出（1.6未満）

❹空間放射線量の測定結果（単位：マイクロシーベルト /h）

測定日	測定場所	地表面から1m	地表面から0.5m
11月18日	市役所第2駐車場	0.08	0.08
	松山総合支所	0.08	0.08
	三本木総合支所	0.09	0.10
	鹿島台総合支所	0.08	0.08
	岩出山総合支所	0.12	0.14
	鳴子総合支所	0.10	0.12
	田尻総合支所	0.09	0.11